

公 示

自家用有償旅客運送者に対する行政処分等の基準について

自家用有償旅客運送者の法令違反について、道路運送法第79条の12の規定に基づく登録の取消し等の行政処分等を行う際の基準を下記のとおり定めたので公示する。

平成18年9月25日

関東運輸局東京運輸支局長 土屋 信乃夫

記

道路運送法等の一部を改正する法律（平成18年法律第40号）が平成18年10月1日から施行されることに伴い、自家用有償旅客運送者（以下「運送者」という。）の法令違反について、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第79条の12第1項の規定に基づく登録の取消し等の行政処分等を行う際の基準を次のとおり定める。

なお、本基準による行政処分等は、平成18年10月1日以降の違反行為について、違反事実を確認したものから実施することとする。

1. 通則

- (1) 行政処分の種類は、軽微なものから順に、業務の停止、登録の取消しとする。

なお、これに至らないものは、警告とする。

- (2) 行政処分等を行う場合には、原則として運送者を運輸支局に呼び出して業務の改善について指導するとともに、その状況について、処分の日から3月以内に報告を行うよう措置するものとする。

2. 業務の停止処分

- (1) 業務の停止処分は、次のいずれかに該当することとなった場合に、原則として、当該違反行為に係る事務所に対して、6月以内の期間を定めて行うものとする。
 - (ア) 法第79条の9第2項に規定する輸送の安全確保の命令又は旅客の利便確保の命令を受けたにもかかわらず、当該命令に従わなかった場合

- (イ) 法第 9 4 条第 3 項の規定に違反して検査の拒否等をした場合
 - (ウ) 法第 4 条第 1 項又は法第 4 3 条第 1 項の規定に違反して無許可経営をした場合
- (2) (1) (7) 及び(イ)の場合における処分期間は 7 日とし、(1) (ウ)の場合における処分期間は 3 0 日とする。

3. 登録の取消し処分

登録の取消し処分は、次のいずれかに該当することとなった場合に行うものとする。

- (1) 法第 7 9 条の 1 2 第 1 項に規定する業務の停止の命令に違反した場合
- (2) 法第 7 9 条の 9 第 2 項に規定する輸送の安全確保の命令又は旅客の利便確保の命令に従わず行政処分を受けた運送者が、当該行政処分を受けた日から 3 年以内に同じ命令を受け、かつ、当該命令に従わなかった場合
- (3) 法第 4 条第 1 項又は法第 4 3 条第 1 項の規定に違反して無許可経営をして行政処分を受けた運送者が、当該行政処分を受けた日から 3 年以内に更に当該違反をした場合
- (4) 法第 9 4 条第 3 項の規定に違反して検査の拒否等をして行政処分を受けた運送者が、当該行政処分を受けた日から 3 年以内に更に当該違反をした場合
- (5) 特定非営利活動促進法（平成 1 0 年法律第 7 号）第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人その他法第 7 8 条第 2 号に規定する国土交通省令に定める者でなくなった場合
- (6) 法第 7 9 条の 4 第 1 項第 1 号、第 3 号、第 4 号又は第 6 号に該当することとなった場合
- (7) 不正の手段により法第 7 9 条の登録、法第 7 9 条の 6 第 1 項の有効期間の更新の登録又は法第 7 9 条の 7 第 1 項の変更登録を受けた場合
- (8) 法第 7 9 条の 4 第 1 項第 5 号の合意が当該合意の定め又は同号に規定する関係者の合意により解除された場合